

令和8年1月26日招集

第1回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和8年第1回狹山市農業委員会総会

令和8年1月26日(月曜日) 開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積等促進計画(案)について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後4時

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 渡邊隆夫
4番 増田棟順	5番 堀口一男	6番 齋藤栄一
8番 仲川知範	9番 室岡芳浩	10番 清水芳則
11番 大野博文	12番 下村辰次	13番 安藤千鶴
14番 増田茂		

(本日の欠席委員 1名)

7番 森田依見子

本日の出席推進委員 7名

甲田善徳	奥富一利	筋野克典	内田博樹
片岡弘幸	久保田芳彦	高橋弘樹	

(本日の欠席推進委員 1名)

橋本貴男

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主査 北山 誠也

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和8年第1回狭山市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先ずは、資料のご確認をお願いします。</p> <p>本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について <li style="padding-left: 2em;">議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について <li style="padding-left: 2em;">議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 議案図面資料（議案第2号、3号関係） ・資料2 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について （農林公社の農地取得） <li style="padding-left: 2em;">報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について <li style="padding-left: 2em;">報告第3号 農地法第4条の規定による届出について <li style="padding-left: 2em;">報告第4号 農地法第5条の規定による届出について <li style="padding-left: 2em;">報告第5号 農地改良等に係る届出について <li style="padding-left: 2em;">報告第6号 公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出について <ul style="list-style-type: none"> ・非農地判定チャート ・農委だより ・冊子『のうねん』 <p>となります。</p> <p>以上です。</p>
局 長	<p>本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。</p> <p>また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。</p> <p>これより第1回狭山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
会 長	<p>【会長の挨拶】</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、第1回狭山市農業委員会総会を開催します。</p> <p>始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。</p> <p>今回は、議席番号6番 齋藤 栄一 委員と8番 仲川 知範 委員をお願いします。</p>

議 長	<p>なお、7番 森田依見子 委員につきましては、所用により欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。</p> <p>先ずは、第1回総会の概要について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>地区別許可申請等一覧をご覧ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画が、受入単位で入間川地区1件、入曽地区1件、堀兼地区1件、奥富地区2件、その他地区4件の合計9件です。</p> <p>農地法第3条許可申請が、堀兼地区1件です。</p> <p>農地法第5条許可申請が、入間川地区2件、入曽地区1件、堀兼地区1件、柏原地区1件の合計5件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はじめに、『議案第1号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課からの説明を求めますが、大野委員におかれましては、ご本人の案件があることから、議事には参加できません。</p> <p>席の都合もありますことから、席の移動は求めません。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p>
農振課	<p>【農用地利用集積等促進計画についての説明】</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『承認』します。</p> <p>事務局は、然るべき処理を進めてください。</p> <p>農業振興課は、退室いただいて結構です。</p> <p style="text-align: center;">【農業振興課の退室】</p> <p>次に、『農地利用の最適化に係る活動状況について』各地区の推進委員からの報告を求めます。</p> <p>入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。</p>

推進委員	<p>1 入間川地区（甲田推進委員）、2 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、3 奥富地区（片岡推進委員）、4 柏原地区（久保田推進委員）、5 水富地区（高橋推進委員）</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号1番について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は堀兼に在住の1名と同所に在住の計2名、持分1/2ずつとなっております、譲渡人は堀兼に在住の1名です。</p> <p>土地の所在は、大字堀兼字富士見里、地目は畑、地積は510㎡。</p> <p>堀兼神社の西に位置し、所有権の移転（贈与）です。</p> <p>申請地は譲受人が所有・管理をしている農地の近傍であり、管理をする上で優れた農地となります。</p> <p>本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、現地調査にて確認しております。</p> <p>法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、聞き取り及び肥培管理計画から確実と思われまます。</p> <p>また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可』します。</p> <p>次に、『議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について』を議題とし、担当委員からの説明を求めます。</p>
委員	<p>議案第3号1番について、ご説明いたします。</p> <p>【1番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は鶴ノ木 他1筆、地目はいずれも畑、地積は合計で402㎡です。</p> <p>本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、2番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号2番について、ご説明いたします。 【2番の図面より説明】 土地の所在は入間川字下向沢 他4筆、地目はいずれも畑、 地積は合計で566.17㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、3番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号3番について、ご説明いたします。 【3番の図面より説明】 土地の所在は大字南入曾字北流、地目は畑、地積は合計で431㎡です。 本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。 質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。 挙手総員です。 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p>

議 長	次に、4番について、担当委員の説明を求めます。
委 員	<p>議案第3号4番について、ご説明いたします。</p> <p>【4番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は大字加佐志字吉原、地目は畑、地積は合計で1,376㎡です。本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>次に、5番について、担当委員の説明を求めます。</p>
委 員	<p>議案第3号5番について、ご説明いたします。</p> <p>【5番の図面より説明】</p> <p>土地の所在は柏原字宮原、地目は畑、地積は合計で469㎡です。本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。</p> <p>質疑ございますか。</p> <p>質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。</p> <p>賛成の方の挙手を願います。</p> <p>挙手総員です。</p> <p>よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は終了しました。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>先ずは、資料2の報告第1号をご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による届出は、受人が行田市に拠点を持つ公益社団法人埼玉県農林公社、渡人が上赤坂に在住の方です。</p> <p>土地の所在は、大字上赤坂字不二見ノ丘、地目は畑、地積は3,745㎡で社会福祉法人オリーブの西に位置します。</p>

事務局	<p>本件は、農地法第3条第1項第13号の規定により、許可不要の案件であり、二枚看板となる農地中間管理機構が農地を買い入れて、その後、売り渡しを行う『農地売買等事業』を行うものです。</p> <p>売渡人が確定した場合、農地法第3条本来の受人の要件を審査する必要があることから許可申請が提出されることとなります。</p> <p>以上です。</p> <p>次に、報告第2号をご覧ください。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出は、4件17筆、地目はいずれも畑、地積は合計で11,034㎡です。</p> <p>原因は全て相続によるものです。</p> <p>また、あっせんの希望につきましてはございません。</p> <p>次に、報告第3号をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の規定による届出は、4件8筆、地目及び地積は畑が1,247.27㎡です。</p> <p>転用目的は、駐車場敷地が2件、住宅敷地が2件です。</p> <p>次に、報告第4号をご覧ください。</p> <p>農地法第5条の規定による届出は、5件7筆、地目及び地積は畑が2,735.94㎡です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地が2件、店舗敷地が3件です。</p> <p>次に、報告第5号をご覧ください。</p> <p>農地改良計画者は、上赤坂に在住。</p> <p>土地の所在は、大字上赤坂字不二見ノ丘、地目は畑、地積は3,895㎡のうち988㎡。</p> <p>事業計画は、30日以内で客土Cです。</p> <p>農地改良につきましては、完了までの間、目を光らせてきた経緯がございます。地区委員におかれましては、特に残土(ガラ)の投入や規模につきまして、気にかけてください。</p> <p>次に、報告第6号をご覧ください。</p> <p>計画者は、狭山市。</p> <p>土地の所在は、大字青柳字本村前、他1筆のそれぞれ一部、地目はいずれも畑、地籍は2,770㎡のうち593.61㎡。</p> <p>転用目的は、公共工事に伴う資材置場で、令和8年1月7日から3月6日までを予定しております。</p>
-----	---

事務局	以上です。
議 長	<p>質疑ございますか。 質疑はないようです。 その他、委員から何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>第2回総会につきましては、確定申告の都合により再び、ここ、農村環境改善センターとなります。通知にてお知らせいたしますが、お間違いの無きよう願います。</p> <p>次に、29日に予定の先進地視察ですが、選挙の都合で皆様の車を駐車場にて留め置くことができなくなりました。</p> <p>そこで、当日の集合場所をここ、農村環境改善センターといたしました。 お間違いの無きよう願います。 以上です。</p>
議 長	<p>他にありますか。</p> <p>無いようですので、これをもちまして第1回狭山市農業委員会総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。</p>

狭山市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年1月26日

会 長 浅 見 誠 次

署名委員 齋 藤 栄 一

署名委員 仲 川 知 範
